

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は昭和 61 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料（付加保険料を含む。）並びに同年 3 月の付加保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 1 月及び同年 2 月  
② 昭和 61 年 3 月

昭和 54 年 10 月に国民年金に任意加入し、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた。

申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料が未納となっているが、専業主婦として家にいた時期であり、その期間だけ納付しなかったとは考えられないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 10 月に国民年金に任意加入し、加入当初より付加保険料を含めた国民年金保険料を納付している上、数回にわたる転居の際の住所変更手続や種別変更手続を適切に行っていることが確認できることから国民年金制度への関心と納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は昭和 61 年 3 月に転居した際も転居先で保険料納付を継続していることから、申立期間①についても、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②について、加入当初から付加保険料を含めて納付してきた申立人が定額保険料のみを納付し、付加保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立期間①については 2 か月、申立期間②については 1 か月といずれも短期間である上、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料（付加保険料を含む。）及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から同年 12 月まで

申立期間の始期である昭和 55 年 10 月は、妻が国民年金に加入した時であり、妻の国民年金加入手続は、私が A 町役場で行った。

このような経緯から、申立期間は通常の前月以上に国民年金へ意識が向いており、自分の定額保険料及び付加保険料を未納にするとは考えられない。申立期間について、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 4 月以降、国民年金の加入期間について申立期間を除き、付加保険料を含めて国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金と厚生年金保険の切替えに伴い、国民年金の資格得喪手続を複数回行っているが、いずれの場合も遅滞なく適正に行っており、国民年金制度への関心の深さ及び納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間である上、前後の期間が納付済みであることを踏まえると、当該期間についても付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 60 年 6 月まで

私たち夫婦は、A金庫の集金により、同金庫への積立金や当座預金の預入りに併せて夫婦の国民健康保険料と国民年金保険料を一緒に納付してきた。当時は経済的にも問題は無く、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、A金庫の集金により同金庫への積立金や当座預金の預入りに併せて国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、同金庫の記録により、申立期間において申立人について預金取引があり、集金が行われていたことが確認できる。

また、申立人夫婦は、夫婦で国民年金被保険者資格を取得した昭和 55 年 5 月以降において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、納付日が確認できる期間の保険料は納付期限内に納付していることが確認できることから、申立人夫婦は納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間は 9 か月と短期間であり、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の経済状況等に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 60 年 6 月まで

私たち夫婦は、A金庫の集金により、同金庫への積立金や当座預金の預入りに併せて夫婦の国民健康保険料と国民年金保険料を一緒に納付してきた。当時は経済的にも問題は無く、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、A金庫の集金により同金庫への積立金や当座預金の預入りに併せて国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、同金庫の記録により、申立期間において申立人の夫について預金取引があり、集金が行われていたことが確認できる。

また、申立人夫婦は、夫婦で国民年金被保険者資格を取得した昭和 55 年 5 月以降において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、納付日が確認できる期間の保険料は納付期限内に納付していることが確認できることから、申立人夫婦は納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間は 9 か月と短期間であり、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の経済状況等に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成 16 年 1 月から同年 3 月までは 62 万円、同年 4 月から同年 6 月までは 44 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
A 社に勤務中の平成 16 年 1 月から同年 6 月までの標準報酬月額が給料明細書の報酬金額と異なっている。  
調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成 16 年 1 月から同年 3 月までは 62 万円、同年 4 月から同年 6 月までは 44 万円と記録されていたところ、同年 11 月 11 日付けで、同年 1 月 1 日にさかのぼって 13 万 4,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、A 社の代表取締役及び取締役についても、申立人と同様に、平成 16 年 11 月 11 日付けで、同年 1 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理が行われたことが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された申立期間の給与明細書を見ると、申立人の申立期間における給与支給額は、訂正前の標準報酬月額に見合う金額であったことが確認できる。

また、A 社に係る滞納処分票により、平成 16 年 10 月 21 日に、代表取締役が社会保険事務所に来所し、「役員 3 人の報酬を、平成 15 年 10 月にさかのぼって減額し、16 年 4 月から従前の額に昇給し、同年 10 月に再度減額した。」旨を述べている記載があることから、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人は、A 社の取締役であったものの、当時の

代表取締役は、「申立人は、取締役ではあったが、申立人の業務は営業であり、社会保険事務には関与していなかった。」と述べている。

これらの事実を総合的に判断すると、平成16年11月11日付けで行われた<sup>そきゆう</sup>遡及訂正処理は事実に即したものと考えるべく、申立人について同年1月1日にさかのぼって標準報酬月額<sup>そきゆう</sup>の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成16年1月から同年3月までは62万円、同年4月から同年6月までは44万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年4月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を4年4月から同年9月までは32万円、同年10月から5年9月までは34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から9年12月28日までの期間に係る標準報酬月額については、5年10月から8年9月までは26万円、同年10月から9年11月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から9年12月28日まで

A社において、退職まで30万円以上の給与が支給されていたにもかかわらず、標準報酬月額が著しく低く記録されている。雇用保険受給資格者証から、当時34万円の給与が支給されていたことが分かるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年4月から5年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録において、当初、申立人が主張する4年4月から同年9月までは32万円、同年10月から5年9月までは34万円と記録されていたところ、同年3月1日付けで、4年4月1日にさかのぼって17万円に訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所における申立人以外の13人の被保険者についても、申立人と同様に、平成5年3月1日付けで、4年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理が行われたことが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「平成4年ごろには事業所の経営状況が悪化し、

人員削減をしていたと記憶している。」と証言していることから、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが推認できる。

しかしながら、申立人と同様に標準報酬月額がさかのぼって訂正され、業務の同質性が高いと考えられる同僚二人の給与明細書により、当該期間における給与支給額は訂正前の標準報酬月額に見合う金額であったことが確認できることから、申立人の給与支給額についても訂正前の標準報酬月額に見合うものであったと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月1日付けで行われた<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について4年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、同年4月から同年9月までは32万円、同年10月から5年9月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で17万円と記録されているところ、当該処理については<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成5年10月から9年11月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立てに係る事業所において、申立人と同様に標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正が行われた前述の同僚が所持する給与明細書により、当該期間について、<sup>そきゅう</sup>遡及訂正前と訂正後の標準報酬月額のほぼ中間の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。このことから、申立人も、当該期間について、<sup>そきゅう</sup>遡及訂正前と訂正後の標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>のほぼ中間の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録については、平成5年10月から8年9月までは26万円、同年10月から9年11月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元役員は事業主が死亡しているため不明としているが、上記同僚の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和43年6月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年6月16日から同年7月15日まで  
昭和28年9月5日にA社に入社し、定年まで勤務した。本社からB工場に転勤した際の厚生年金保険の被保険者記録が1か月欠落しているため、記録の訂正を願います。

## 第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事記録及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年6月16日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C社が保管する申立人に係るA社B工場における「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている報酬月額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、C社が保管する申立人に係るA社B工場における「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に資格取得日が昭和43年7月15日と記載されていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年11月1日から8年8月21日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から8年8月21日まで  
ねんきん定期便により、A社に勤務中の一部の期間について標準報酬月額が異なっていることに気付いた。給料明細書を提出するので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年11月から8年7月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録において、当初、申立人が主張する50万円と記録されていたところ、同年3月28日付けで、7年11月1日にさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、A社の申立人を含む4人の取締役についても、申立人と同様に、平成8年3月28日付けで、7年11月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理が行われたことが確認でき、当該事業所に係る滞納処分票により、申立期間当時、当該事業所には厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる上、8年2月29日に当該事業所の事業主が、「社員の給与体系を見直し、厚生年金保険等の適用を続ける。」旨を述べている記載がある。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書を見ると、申立人の当該期間における給与支給額は訂正前の標準報酬月額に見合う金額であることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人は、当該事業所の取締役であったものの、複数の元取締役は、「申立人は名前だけの取締役であり、経営面や社会保険事務への関与は無かった。」と述べている。

これらの事実を総合的に判断すると、平成8年3月28日付けで行われた遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理は事実<sup>そきゅう</sup>に即したものと<sup>そきゅう</sup>は考え難く、申立人について標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の平成7年11月から8年7月までの標準報酬月額については、50万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成7年4月から同年10月までの期間についても、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、当該期間の標準報酬月額に係る記録が遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正された痕跡は認められない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立期間のうち、平成7年4月から同年10月までについては、申立人の保管している給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できないこと、又は申立人の保管している給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（44万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を44万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月11日

平成15年7月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している賞与支給明細書により、申立人は平成15年7月11日にA社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細書における厚生年金保険料控除額から、44万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年3月31日から同年4月1日まで

A社に昭和60年3月末まで在籍していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が同年3月31日になっている。同社での厚生年金保険の資格喪失日を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答書及び同僚の証言により、申立人が同社に昭和60年3月31日まで在籍していたことが認められる上、申立人から提出された同年3月分の給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料（当月控除）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和60年3月分の給与明細書における保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格喪失に係る届出の誤りを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和60年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 14 日

平成 18 年 7 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管している平成18年夏期賞与台帳及び賞与支払明細書（控）により、申立人は平成18年7月14日に、A社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、平成18年夏期賞与台帳及び賞与支払明細書（控）における厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る賞与支払届の事務処理を誤ったとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 奈良国民年金 事案 902

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 61 年 3 月まで

学生時代から音楽活動を行い、自宅にいることはほとんどなかった。しかし、区役所から国民年金への加入を勧める通知が届いたので、父が加入手続きを行い、国民年金保険料の納付についても父や妹が行っていた。未納とされている期間があるのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 9 月 30 日に払い出され、54 年 4 月 1 日にさかのぼって資格を取得していることが確認できる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金の加入手続きをしたとする申立人の父は、「加入手続き時に区役所で納付書を受け取り、保険料を支払った。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、区役所で納付が可能な保険料は、申立期間直後の昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの現年度保険料であり、当該期間の保険料が納付されていることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、申立人の妹の国民年金手帳記号番号は、申立人より約 8 か月早い昭和 61 年 1 月 31 日に払い出され、55 年 2 月にさかのぼって資格を取得し、同手帳記号番号が払い出された時点で納付可能な期間の保険料が納付されていることが確認できるところ、申立人の妹は、「国民年金の加入手続きをしたのは年金手帳に記載されている『初めて被保険者になった日』のころではな

い。私の場合は学校を出た 23 歳ころより後である。加入手続をした当時、『二十歳までさかのぼって加入した。払えるだけ払っておいた。』と父が言っていた。」と証言しており、申立人については、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で大学卒業時の 22 歳までさかのぼって資格を取得し、納付が可能な期間について納付したものとみて不自然ではない。

加えて、申立人の父は、昭和 58 年以降、申立人の国民年金保険料を申立人の妹が納付していたと述べているが、申立人の妹は申立人の保険料の納付について記憶が無い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良国民年金 事案 903

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 53 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 53 年 2 月まで  
母が国民年金の加入手続を行い、昭和 50 年 3 月からの国民年金保険料を納付してくれたと聞いている。  
申立期間について、国民年金に加入し納付していた期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 2 月 28 日に払い出されていることが確認でき、これより前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無いことから、このころ国民年金に加入したものと推認できる。

また、A市(申立期間当時は、B町)が保管している国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は昭和 53 年 3 月 1 日に国民年金の強制被保険者として資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとしている申立人の母は、地元の婦人会の集金により国民年金保険料を納付したと証言しているが、国民年金に加入していない者の保険料を集金すること、及び過年度保険料を集金することは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良国民年金 事案 904

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 58 年 3 月まで  
当時、大学生であった私は収入がなく、代わりに母が私の国民年金の加  
入手続を行い、就職するまで保険料を納付してくれた。  
申立期間に未納はないと思うので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった際に母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の  
保険料を納付してくれたと主張しているが、国民年金手帳記号番号が払い出  
された形跡が認められず、申立期間は未加入期間となることから、制度上、  
国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接  
関与しておらず、実際に納付したとする申立人の母は亡くなっていることか  
ら、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関  
連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し  
ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断  
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ  
とはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から10年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から10年9月まで

ねんきん特別便で申立期間の国民年金保険料が未納であることが分かった。申立期間の国民年金保険料は母が平成4年12月28日から毎月月末に家族5人分まとめて地区の集金人に国民健康保険料とともに納付していた。申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料を納付していたとされる申立人の母親は「平成4年12月ごろに国民年金への加入手続を行い、以後、国民健康保険料と一緒に地区の集金人に定期的に保険料を納付していた。」と述べているが、加入手続の記憶があいまいである上、申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入手続や保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は認められない上、オンライン記録及び申立人が所持している年金手帳からも国民年金に加入した形跡がうかがえず、申立期間は未加入期間となることから、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人から提示された母親の日記には、申立期間当初の平成4年12月についてのみ国民年金保険料の納付をうかがわせる記述はあるものの、これをもって申立期間に係る申立人の国民年金保険料が納付されていたことを裏付けるものとは言い難い。

加えて、申立人から提示された日記以外に、申立人の母親が申立期間に係

る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 49 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 49 年 4 月まで

私が、昭和 42 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所である会社を退職したのを契機に、母親が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたと思う。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所である会社を退職したのを契機に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 4 月 1 日に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点で、申立期間の保険料は、時効により制度上、納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、当時の加入手続及び国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から同年10月までの期間、11年2月から同年3月までの期間及び12年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年8月から同年10月まで  
② 平成11年2月から同年3月まで  
③ 平成12年1月から同年5月まで

私は、勤務していたA社が平成12年6月までは厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入していた。10年10月に結婚するまでは実家の母親に納付書とお金を渡して納付してもらい、結婚後は自分あるいは当時の妻が納付したはずなので、未納となっている申立期間①、②及び③について調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、実家の母親に国民年金の納付書と保険料を渡して納付してもらっていたと主張し、申立期間②及び③については、申立人は自分あるいは当時の妻が保険料を納付していたと主張している。

しかし、申立期間①については、母親は厚生年金保険の加入期間であり、申立期間②及び③については、当時の妻は、B共済組合の加入期間であることから、それぞれの期間について、母親及び当時の妻は、国民年金に加入していない。

また、申立期間①について、母親は、納付方法等に関する記憶があいまいであり、申立期間②及び③について、当時の妻の連絡先は不明であるため、納付方法等に関する確認ができない。

さらに、オンライン記録により、申立人の国民年金保険料は、毎月定期的に納付されていないことが確認できる上、申立期間の前にも7か月の未納期間があることから、申立期間①、②及び③について納付していた状況をうか

がうことができない。

加えて、申立期間①、②及び③は、平成9年1月の基礎年金番号が導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い上、ほかに申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 59 年 5 月までの期間及び同年 6 月から 60 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から 59 年 5 月まで  
② 昭和 59 年 6 月から 60 年 1 月まで

私の国民年金の納付記録を確認すると、結婚前の申立期間①及び結婚後の申立期間②の納付記録が見当たらない。申立期間①は国民年金保険料を納付した確信はないが、念のため調査をしてほしい。申立期間②は結婚した相手が A 組合の金融関係に勤めていたこともあり、きっちり納付していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が所持している年金手帳により、申立人が、昭和 58 年 8 月 25 日に国民年金の強制加入被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できることから、申立人は、同日から婚姻後の 60 年 2 月 7 日に任意加入被保険者として国民年金の被保険者資格を再取得するまでの期間は、国民年金の未加入期間になり、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人が昭和 58 年 8 月 25 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、60 年 2 月 7 日に任意加入被保険者として国民年金の被保険者資格を再取得していることは、B 町が保管している国民年金被保険者名簿、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録のいずれの記録とも一致しており、行政機関の記録管理に不自然なところは見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 11 日から 47 年 3 月 26 日まで  
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給している旨の説明を受けた。  
私は脱退手当金の制度を知らなかったし、自分で請求手続もしていないので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、昭和 47 年 8 月 1 日付けで申立事業所を管轄する社会保険事務所へ提出されており、請求書類には申立期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる上、当該脱退手当金は申立人の実家に近い郵便局に送金されたことが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月ごろから同年 7 月 1 日まで  
学校の紹介でA社に就職した。就職試験後、即日採用の通知を受け、2月中旬ごろから仕事に就き、約1か月後に本採用になった。  
しかし、年金記録では7月1日に資格取得となっている。2月から働いているのに、資格取得日が7月1日になっていることに納得がいかない。  
調査し記録の訂正を求める。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚のうち一人が、「申立人は、自身が入社した昭和 31 年 5 月には既に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、遅くとも同年 5 月にはA社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、当該事業所において申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚のうち、連絡がとれた 12 人中 10 人の同僚が、入社してから 2 か月から 4 か月程度、試用期間があり、この間は厚生年金保険に加入していなかったと思う旨の証言をしているところ、それぞれ自身が入社したとする時期の 2 か月から 4 か月後に資格を取得していることが当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により確認できる。このことから、当時、当該事業所では、従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、経理事務を担当していた同僚は、「試用期間中は、給料から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と証言している。

さらに、当該事業所は、昭和 42 年 8 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、代表者の所在についても不明であることから、当該事業所における申立期間当時の厚生年金保険の取扱い、申立人の勤務状況及び

厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 2 日から同年 10 月 1 日まで

私は、中学を卒業してすぐ、昭和 31 年 4 月から 6 か月ぐらい A 社に勤務した。厚生年金保険料の控除等については、はっきりと覚えていないが、勤務していたのだから厚生年金保険にも加入していたと思うので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の A 社の所在地及び複数の同僚の名前を記憶しており、また、同僚の一人が申立人のことを覚えていることから、申立人が、同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社に係る被保険者証番号決定簿によると、同社は申立期間より前の昭和 30 年 3 月 27 日付けで、厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、複数の同僚が、「昭和 30 年ごろに会社の経営状況が悪化し、社会保険の適用が無くなった。」と証言している。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、A 社の事業を承継したとされる B 社は、平成 15 年 \* 月 \* 日に破産廃止決定が確定していることから、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年7月ごろまで  
② 昭和21年4月ごろから23年4月ごろまで

申立期間①について、私は、A社に勤めており、月に1回茶色の給与袋で給与をもらっていた。給与の額は1日45銭から50銭ぐらいであり、給与と一緒に明細書も受け取り、厚生年金保険料を控除されていたことを覚えているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、私は、B社に勤務しており、C工程の仕事をしていた。働いていたのは間違いないので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、勤務していたとするA社の所在地及び業務内容等について具体的な記憶を有していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①は女子に厚生年金保険被保険者資格が適用された昭和19年10月1日より前の期間であることから、申立人は、制度上、厚生年金保険被保険者となることができない上、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、申立期間①のうち、昭和18年6月1日から19年7月までの期間については、申立人は、別の事業所において健康保険に加入していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、勤務していたとするB社の所在地及び業務内容等について具体的な記憶を有していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、連絡の取れた3人の同僚は申立人の氏名を覚えていない上、申立人も同僚等の氏名を記憶しておらず、事業主の所在も不明であったことから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月14日から33年1月1日まで

私は、申立期間において、自宅(A市B地区)から自転車又は徒歩でC社に通勤していた。厚生年金保険料は給料から天引きされていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社の所在地及び当時の業務内容等を具体的に記憶していることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主の親族及び申立期間にC社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人のことを記憶している者がいなかったことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、確認することはできなかった。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間当時の地図において、C社の近隣で、複数の類似する名称の事業所が確認できたことから、それらの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名を確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 8 月 10 日まで

私は、昭和 46 年 5 月 10 日に A 社に入社し現場作業に従事していた。時期は不明であるが、社名が変更したものの、厚生年金保険には加入し、保険料控除は継続されていたと思う。未加入とされている期間があることは納得がいかないので、調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社において厚生年金保険被保険者記録を有する複数の同僚は、申立人が申立期間について同社で継続して勤務していたとす一方で、別の複数の同僚は、申立人はいったん退職し、再入社したとしており、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、申立人の雇用保険の記録によると、申立人は昭和 46 年 6 月 30 日に同社を離職し、47 年 8 月 10 日に再度、A 社において資格を取得している記録が確認でき、これらの資格喪失及び資格取得の記録は厚生年金保険被保険者記録とおおむね一致している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は 46 年 6 月 17 日に健康保険証を返納していることが確認できる。

さらに、B 厚生年金基金の記録によると、A 社は昭和 47 年 4 月 1 日に同厚生年金基金に加入していることから、申立人が申立期間において同社における厚生年金保険被保険者資格を有していた場合、同日付けで同厚生年金基金に加入していると考えられるが、申立人の同厚生年金基金の加入日は、同社が C 社に名称変更 (47 年 11 月 29 日) した後に、同社において厚生年金保険資格を取得した日と同日の 47 年 8 月 10 日と記録されている。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が

申立期間中の昭和 47 年 6 月 6 日に社会保険事務所（当時）の総合調査を受けていることが確認でき、総合調査においては、適用洩れのチェックのため賃金台帳、税務関係書類等を調査することが通例であることから、仮に、申立人が申立期間において、同社に勤務していたとしても、厚生年金保険の被保険者となるべき従業員であったとは考え難い。

加えて、C社は平成 10 年 11 月 2 日に解散している上、申立期間当時の事業主も既に亡くなっており、同社の事業を継承した事業所の事務担当者も「当時の資料は確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。